



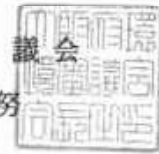
答 申 第 20 号

平成14年12月20日

大阪府知事 太田 房江 様

大阪府環境審議会

会長 南 努



平成15年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（答申）

平成14年12月20日付け環情第326号で諮問のあった標記について、
審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった平成15年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、
諮問で示された案を適当と認めます。

なお、別途審議中の類型の新規当てはめ及び見直しに係る河川の水質測定
については、平成15年3月末を目途に行われる環境審議会の答申内容を踏
まえ、適切に対処することとされたい。

平成 15 年 度

公共用水域及び地下水の
水 質 測 定 計 画

大 阪 府

目次

1 公共用水域の水質測定計画	1
1 目的	3
2 測定点及び測定機関	
3 測定期間	
4 測定項目	
5 測定回数	4
6 試料の採取等	
7 測定方法等	
8 測定結果の報告	5
9 その他	
(別図-1) 河川の水質測定水域区分	5
(別図-2) 河川の各水域の水質測定地点図	6
(別図-3) 大阪湾水域の水質・底質測定地点図	12
(別表-1) 測定点及び測定機関総括表	13
(別表-2) 測定地点、測定回数一覧表(河川)	14
" (海域)	20
(別表-3) 測定方法一覧表	22
(別表-4) 環境基準等一覧表	24
2 地下水質測定計画	27
1 目的	29
2 調査の区分	
3 測定地点及び測定機関	
4 測定期間	
5 測定項目	
6 測定回数	30
7 測定方法	
8 試料の採取等	
9 測定結果の報告	
10 その他	
(別表-1) 測定地点及び測定機関総括表	31
(別表-2) 測定地点一覧表(概況調査)	32
" (定期モニタリング調査)	35
(別表-3) 測定方法一覧表	39
メッシュコード説明図	40

1 公共用水域の水質測定計画

平成15年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の公共用水域を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 測定点及び測定機関

水質測定点、底質測定点及び測定機関は、別表-1及び別表-2のとおりとする。

(1) 水質測定点

河川: 98河川 138地点 (環境基準点 87地点、準基準点 51地点)

海域: 大阪湾海域 22地点 (環境基準点 15地点、準基準点 7地点)

(2) 底質測定点

海域 15地点 (12地点は水質測定の環境基準点と、2地点は準基準点と重複)

3 測定期間

測定期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。

4 測定項目

水質及び底質の測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 水質測定項目

	河 川	海 域
ア 人の健康の保護に関する項目 (健康項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふっ素 ・ほう素 <p>(ただし、アルキル水銀については総水銀が検出された時に限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふっ素 ・ほう素 <p>(ただし、アルキル水銀については総水銀が検出された時に限る。)</p>
イ 生活環境の保全に関する項目 (生活環境項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度(pH) ・溶存酸素量(DO) ・生物化学的酸素要求量(BOD) ・化学的酸素要求量(COD;酸性法) ・浮遊物質(SS) ・大腸菌群数(E-Coli) ・全窒素(T-N) ・全りん(T-P) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度(pH) ・溶存酸素量(DO) ・化学的酸素要求量(COD;酸性法、アルカリ性法、ろ過酸性法) ・大腸菌群数 ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分) ・全窒素(T-N) ・全りん(T-P)
ウ 特殊項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分) ・フェノール類 ・銅 ・亜鉛 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素 ・アンモニア性窒素 ・りん酸性りん ・EPN 	<ul style="list-style-type: none"> ・フェノール類 ・銅 ・亜鉛 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素 ・アンモニア性窒素 ・りん酸性りん ・プランクトン数 ・クロロフィルa ・懸濁物質(浮遊物質) ・懸濁物質の強熱減量 ・濁度 ・EPN
エ 特定項目	<ul style="list-style-type: none"> ・トリハロメタン生成能 	
オ 要監視項目	<ul style="list-style-type: none"> ・クロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロペン ・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオン ・ダイアジノン ・フェニトロチオン ・イソプロチオラン ・オキシ銅 ・クロロタロニル ・プロピザミド ・ジクロルボス ・フェノブカルブ ・イプロベンホス ・クロロニトロフェン ・トルエン ・キシレン ・フタル酸ジエチルヘキシル ・ニッケル ・モリブデン ・アンチモン 	/
カ その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・気温 ・水温 ・色相 ・臭気 ・透視度 ・塩素イオン ・電気伝導率 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・気温 ・水温 ・色相 ・臭気 ・透明度 ・塩分 ・電気伝導率 等

(2) 底質測定項目

	海 域
ア 健康項目	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB
イ 一般項目	・水素イオン濃度 ・化学的酸素要求量 ・含水率 ・硫化物 ・酸化還元電位 ・強熱減量 ・全クロム ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分)
ウ その他項目	・水深 ・性状 ・色相 ・臭気 ・泥温 等

5 測定回数

測定回数は下記を原則として、各地点については別表-2のとおりとする。

(1) 河川

- ① 全窒素、全りんについては環境基準点で年4回以上、準基準点で年2回以上
- ② 大腸菌群数についてはA、B類型の環境基準点で年12回以上、準基準点で年4回以上
- ③ ①、②を除く生活環境項目については、環境基準点で年12回以上、準基準点で年4回以上
- ④ 健康項目については、利水状況、過去の検出状況、上流での当該物質の使用状況を検討の上、PCBを除く項目については、年2回以上(環境基準点では年4回以上が望ましい。)
- ⑤ 特殊項目及びPCBについては、年1回以上
- ⑥ トリハロメタン生成能については、水道利水のある必要な地点で年2回以上
- ⑦ 通日測定は、水質管理上重要な地点でかつ水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年1回以上(各1日について2時間間隔で13回採水分析する。)

(2) 海域

- ① 大腸菌群数についてはA類型の環境基準点で年12回以上
- ② ノルマルヘキサン抽出物質についてはA、B類型の環境基準点で年12回以上
- ③ ①、②を除く生活環境項目については、環境基準点で年12回以上、準基準点で4回以上
- ④ PCBを除く健康項目については年2回以上
- ⑤ 特殊項目及びPCBについては年1回以上
- ⑥ 底質は一般項目及びその他項目については年2回以上、健康項目については年1回以上

なお、測定月は原則として次のとおりとする。

測定回数	測 定 月
年間1回	8月
年間2回	8月、翌年2月
年間4回	5月、8月、11月、翌年2月
年間6回	5月、7月、8月、11月、翌年1月、翌年2月
年間12回	毎月

6 試料の採取等

試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 試料採取の実施に当たり、健康項目については、水域の水量いかに関わらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態(河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時)にある時期とする。
- (2) 流量観測は、採水時に測定点で実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。
- (3) 河川における試料採取は、流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。
ただし、気温、水温及び水素イオンについては、個々の試料について測定する。
また、次のものについては午後3時に最も近い採水時のものとする。
 - ・生活環境項目の溶存酸素及び大腸菌群数
 - ・健康項目(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)
 - ・特殊項目(硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸性りん及び陰イオン界面活性剤を除く)
 - ・要監視項目なお、流況変動の小さい河川等については、この限りでない。
海域の場合は、海面下1m層から採水する。また、環境基準点のうち港内3地点を除く12地点については、水深20m未満の場合は海底面上2m層から、水深20m以上の場合は海底面上5mから採水する。底泥の採取に当たっては、採取点付近において数箇所より同量採取し、混合試料とする。
- (4) 以上の他、水質調査方法(昭和46年環水管第30号)を準拠する。

7 測定方法等

測定方法及び報告下限値等は、原則として別表-3のとおりとする。

なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

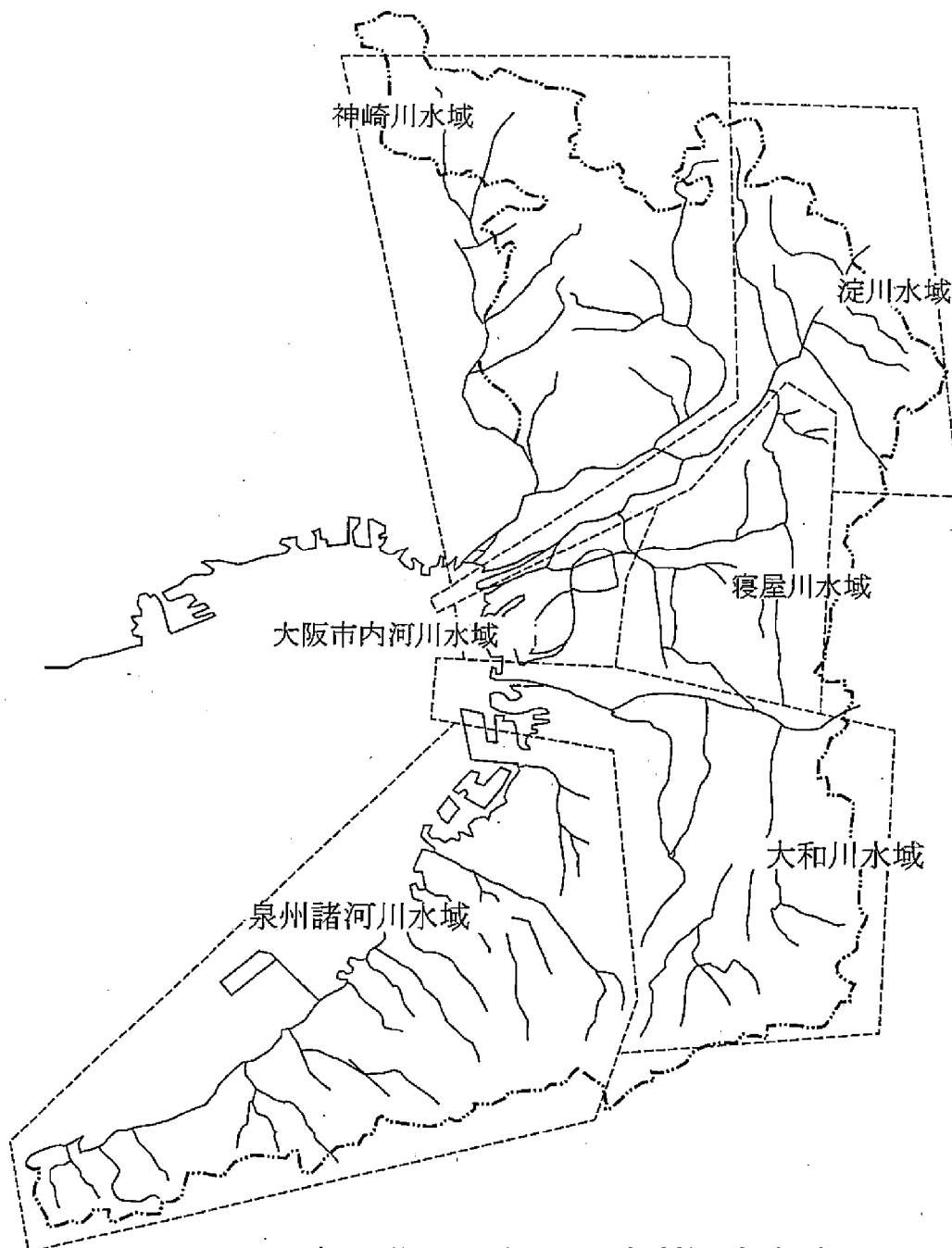
8 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

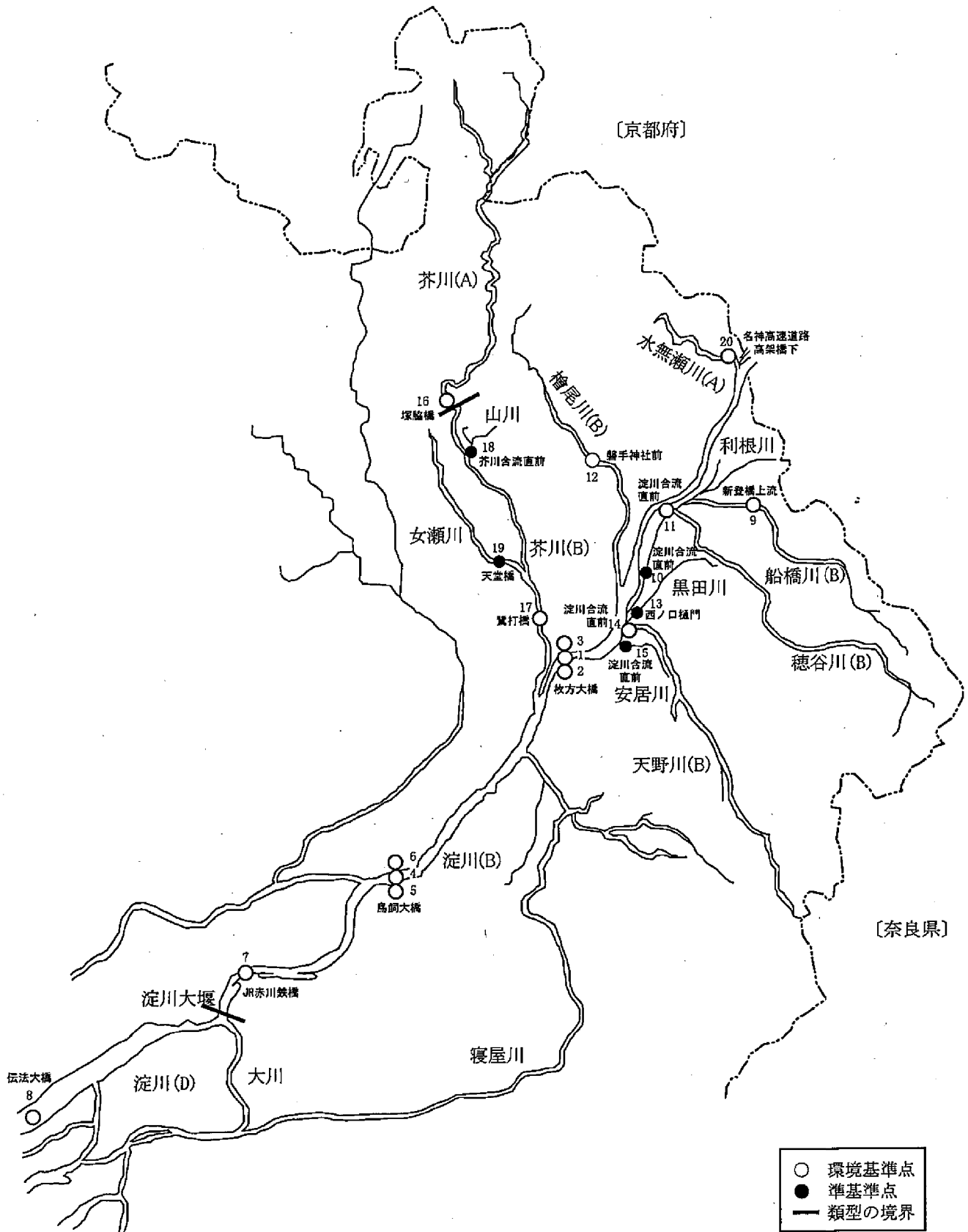
- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

9 その他

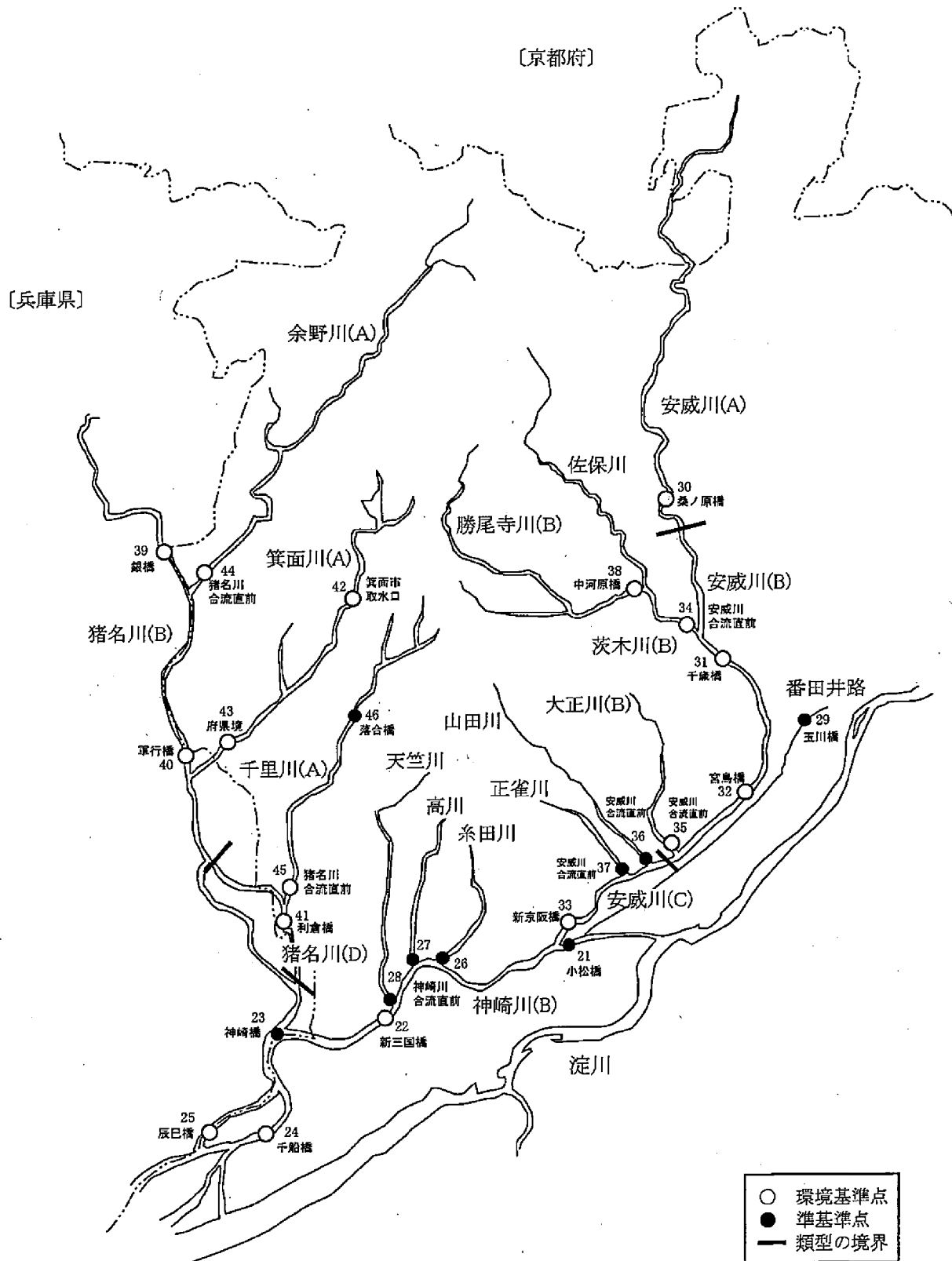
その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。



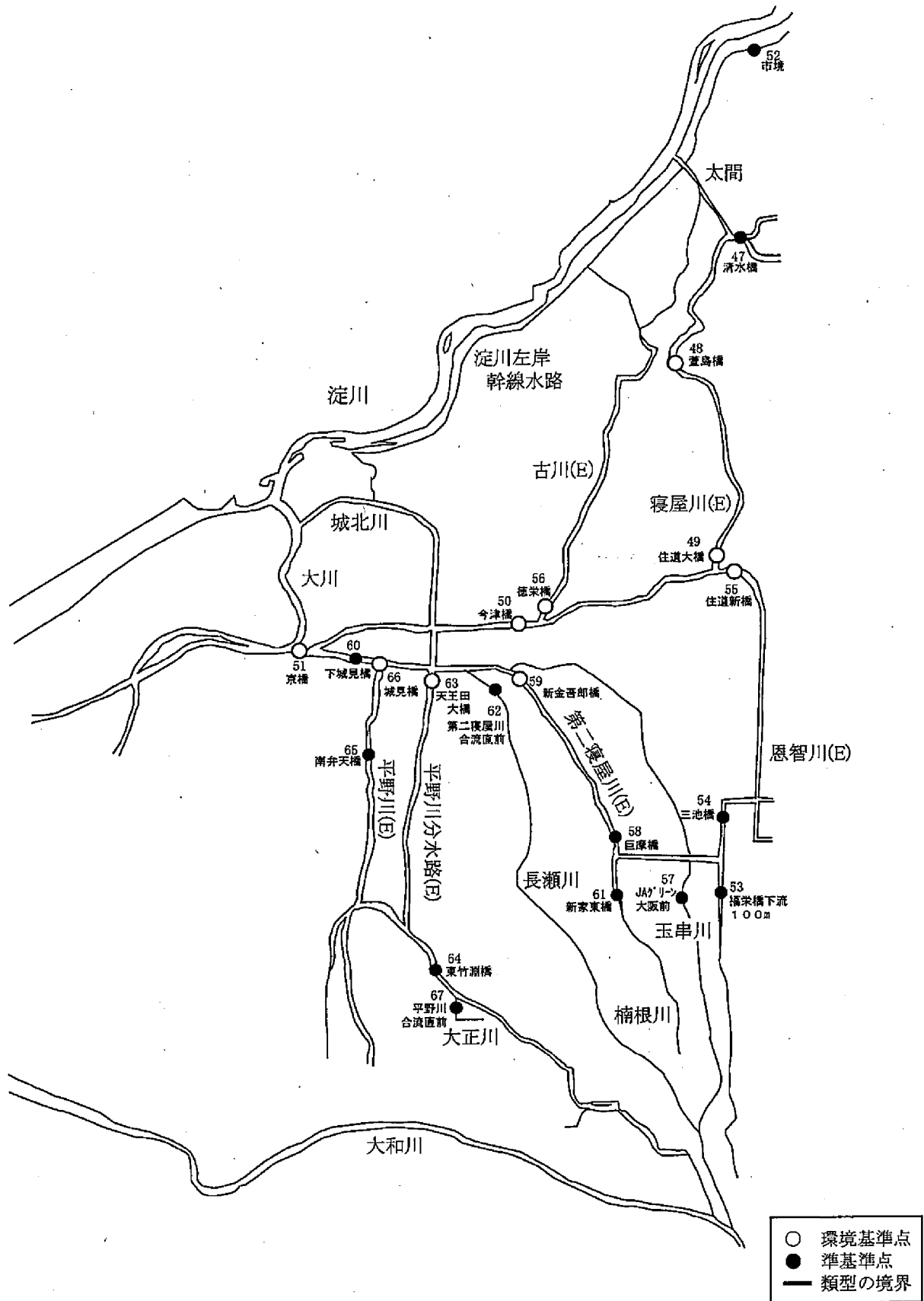
別図-1 河川の水質測定水域区分



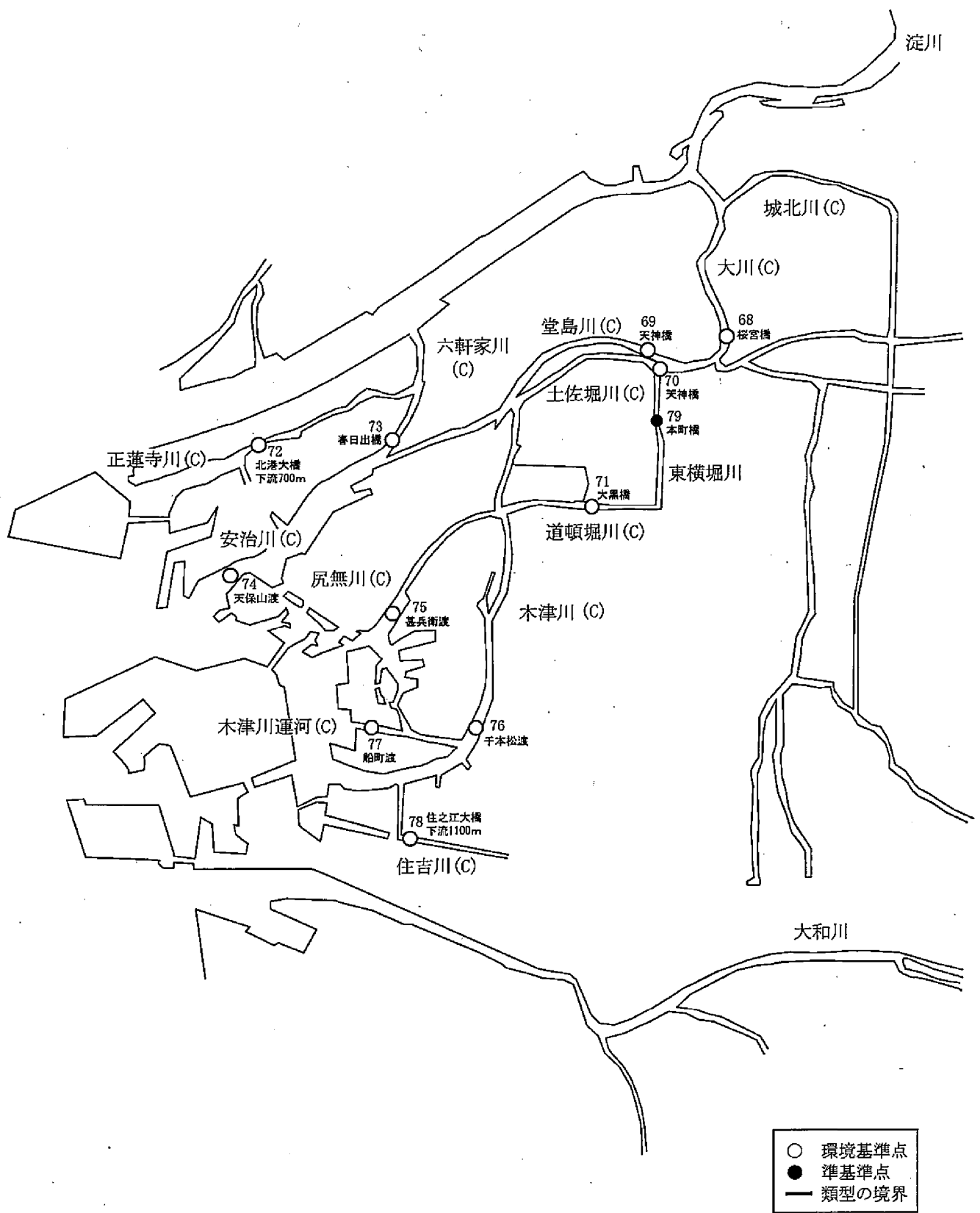
別図-2(1) 淀川水域の水質測定地点図



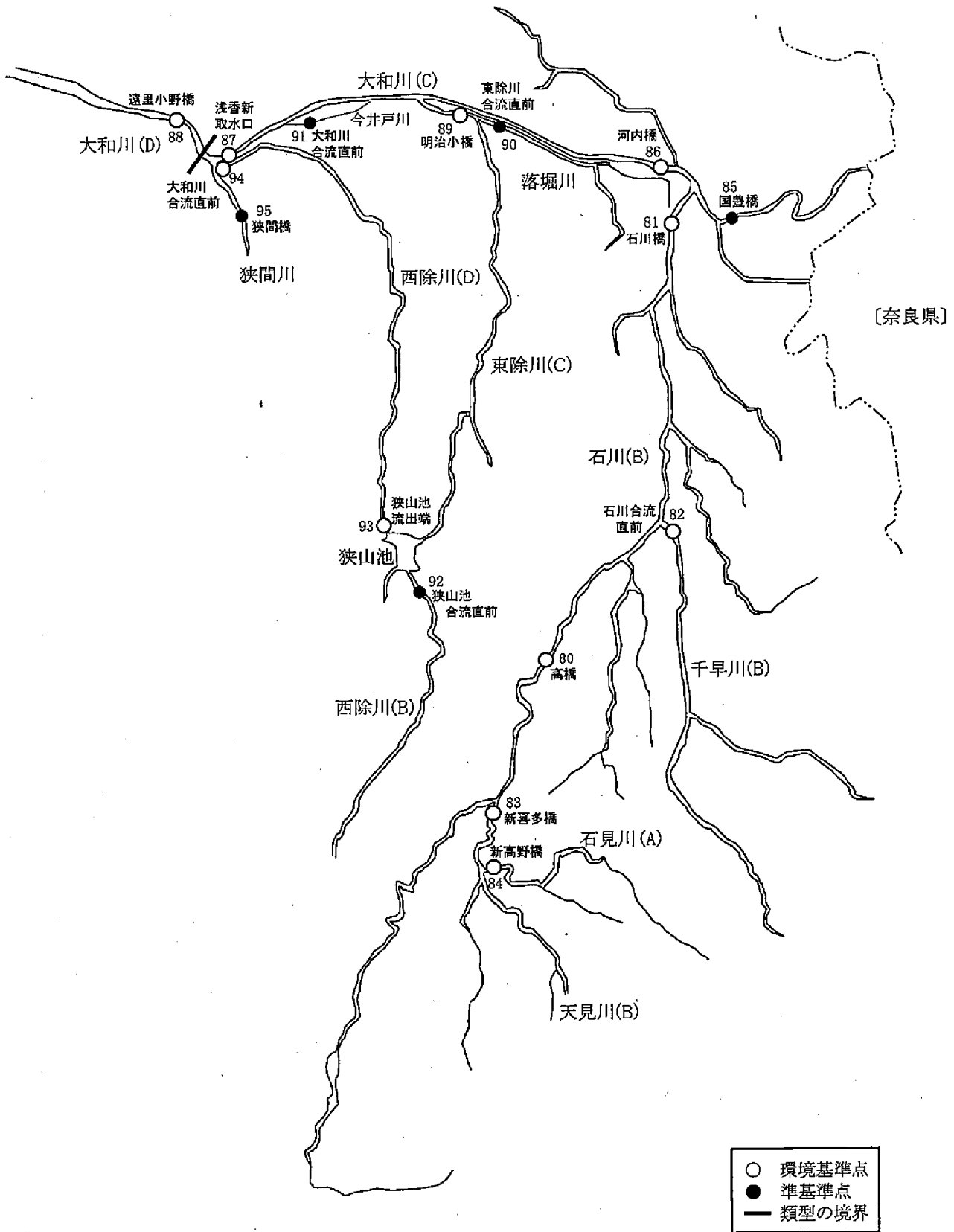
別図-2(2) 神崎川水域の水質測定地点図



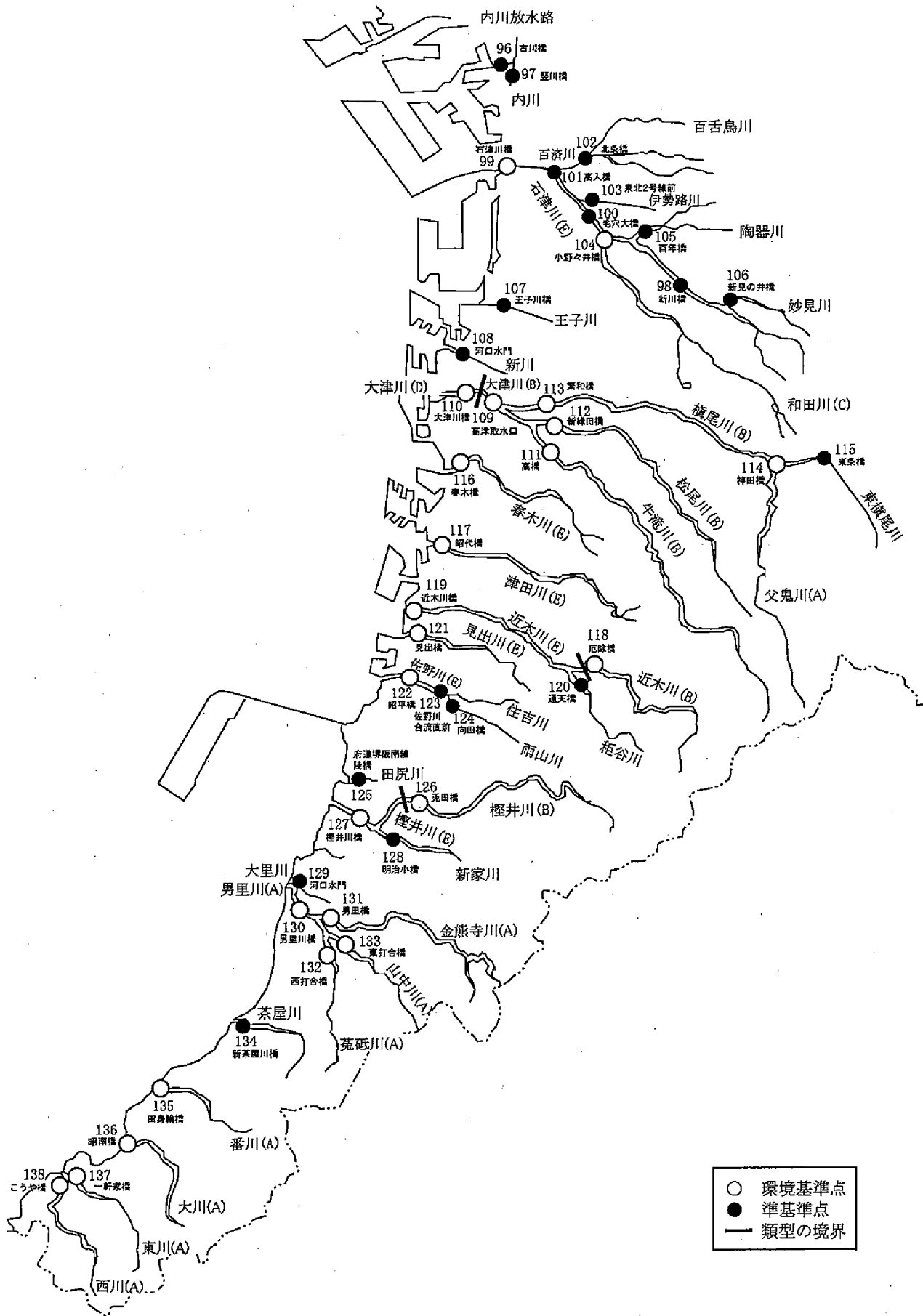
別図-2(3) 寝屋川流域の水質測定地点図



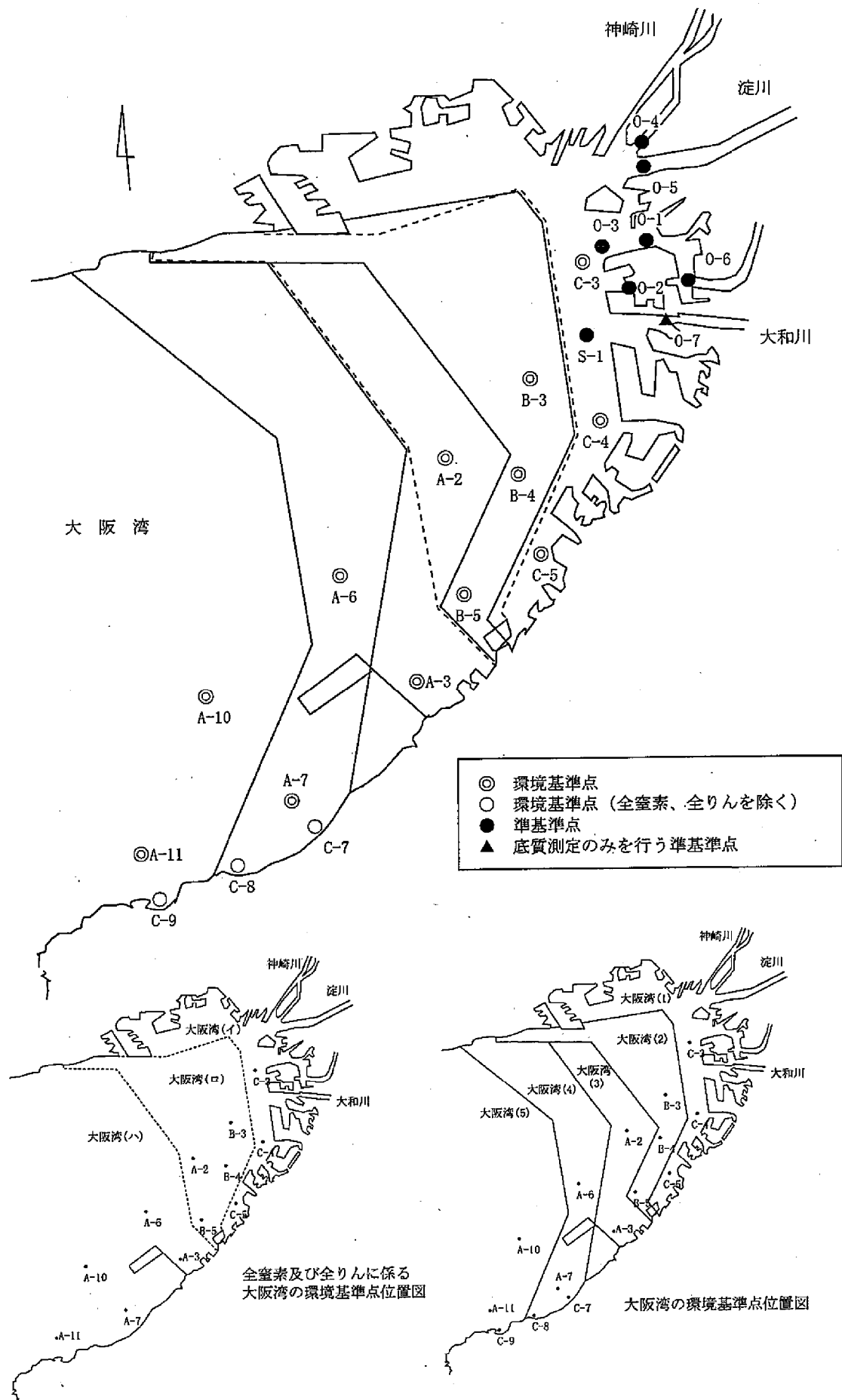
別図-2(4) 大阪市内河川水域の水質測定地点図



別図-2(5) 大和川水域の水質測定地点図



別図-2(6) 泉州諸河川水域の水質測定地点図



別図-3 大阪湾水域の水質・底質測定地点図

別表-1 測定点及び測定機関総括表

測定機関	調査区分 水域 測定地点 区分	水 質 測 定														底質測定			
		河 川												海 域		海 域			
		淀川 水 域		神崎川 水 域		寝屋川 水 域		大阪市 内河川 水 域		大和川 水 域		泉州諸 川水 域		河 川 合 計		大阪湾		大阪湾	
大阪府	環境基準点	1		7		2				6		20		36		15		12	
	準基準点	1		9		2				3		9		15		15		3	
近畿地方 整備局	環境基準点	9		3						4				16					
	準基準点	9		3						1		5		1		17			
大阪市	環境基準点			1		5		11						17					
	準基準点			1		2		7		12				4		21		6	
堺市	環境基準点									1		2		3					
	準基準点									1		2		11		13		1	
岸和田市	環境基準点											2		2					
	準基準点												2		2				
豊中市	環境基準点			1										1					
	準基準点			2		3								2		3			
吹田市	環境基準点					3										3			
	準基準点			3										3		3			
高槻市	環境基準点	2												2					
	準基準点	2		4		1								3		5			
枚方市	環境基準点	3												3					
	準基準点	3		6				1						4		7			
茨木市	環境基準点			5										5					
	準基準点					5									5				
八尾市	環境基準点							5								5			
	準基準点					5								5					
寝屋川市	環境基準点					1								1					
	準基準点					1		2						1		2			
東大阪市	環境基準点					1								1					
	準基準点					3		4						3		4			
合 計	環境基準点	15		17		9		11		11		24		87		15		12	
	準基準点	5		20		26		21		12		16		51		22		3	

別表-2(4) 測定地点、測定回数一覧表(海域)

水 域 名	環 境 基 準	(全 水 環 境 基 準 ・ 全 り ん)	(全 環 境 基 準 ・ 全 燐)	測 定 地 点	測定地点の位置		環 境 基 準 番 号	府 単 自 番 号	地 点 統 一 番 号	N・P 等 水 域 コ ー ド	担 当 機 関	水 質 測 定 (表 層)	水 質 測 定 (底 層)	水 質 測 定 項 目																		
					水 素 イ オ ン	C O D (酸 性 法)								C O D (ア ル カ リ 性 法)	C O D (ろ 過 酸 性 法)	大 腸 菌 群 数	ノ ル マ ル (キ ヤ ン 抽 出 物 質)	全 窒 素	全 り ん	全 シ ン ア ン	六 価 鉻	鉛	ク ロ ム	水 銀	ア ル キ ル 水 銀	P C B						
																											12	12	12	12	2	12
大阪湾 (1)	Cイ	大阪湾 (イ)	海域IV	C-3	34°37'58"	135°23'05"	◎0001	60101	401	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1				
				C-4	34°33'42"	135°23'32"	◎0002	60102	401	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1		
				C-5	34°29'42"	135°21'38"	◎0003	60103	401	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	
大阪湾 (2)	Bロ	大阪湾 (ロ)	海域III	B-3	34°35'12"	135°20'56"	◎0004	60201	402	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	※	1			
				B-4	34°31'48"	135°21'08"	◎0005	60202	402	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1		
				B-5	34°28'00"	135°18'50"	◎0006	60203	402	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	
大阪湾 (3)	Aハ	大阪湾 (ハ)	海域II	A-2	34°31'54"	135°18'14"	◎0007	60301	402	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	※	1			
				A-3	34°28'00"	135°17'14"	◎0008	60302	403	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1		
大阪湾 (4)	Aロ	大阪湾 (ハ)	海域II	A-6	34°28'30"	135°14'20"	◎0009	60401	403	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	※	1			
				A-7	34°22'36"	135°12'50"	◎0010	60402	403	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1		
大阪湾 (5)	Aイ	大阪湾 (ハ)	海域II	A-10	34°25'36"	135°10'20"	◎0011	60501	403	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	※	1			
				A-11	34°20'30"	135°06'38"	◎0012	60502	403	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1		
尾崎港	Cイ	大阪湾 (イ)	海域IV	C-7(尾崎港内)	34°22'06"	135°14'25"	○0013	60601	503	大阪府	○	○	12	12	12	12	6	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	※	1			
淡輪港	Cイ			C-8(淡輪港内)	34°20'24"	135°10'44"	○0014	60701	503	大阪府	○	○	12	12	12	12	6	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1		
深日港	Cイ			C-9(深日港内)	34°19'06"	135°08'26"	○0015	60801	503	大阪府	○	○	12	12	12	12	6	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1		
大阪湾 (1)	Cイ	大阪湾 (イ)	海域IV	O-1(No.5ブイ跡)	34°38'43"	135°24'40"	◎0016	60151	501	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1		
				O-2(南港)	34°37'04"	135°25'14"	◎0017	60152	501	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	
				O-3(大阪港開門外)	34°38'22"	135°23'06"	●0018	60153	501	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	
				O-4(神崎川河口中央)	34°41'29"	135°25'10"	●0019	60154	501	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1
				O-5(淀川河口中央)	34°41'07"	135°25'32"	●0020	60155	501	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1
				O-6(木津川河口中央)	34°37'35"	135°27'01"	●0021	60156	501	大阪府	○	○	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1
				S-1(堺7-3区沖)	34°35'50"	135°23'19"	●0022	60171	501	堺市	○	○	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1
O-7(大和川河口中央)	34°36'19"	135°26'02"	▲				大阪府	○	○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		

注1 「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成を示す。
 2 「環境基準」の内、◎印は通常の環境基準点かつ全窒素、全りんに係る水域の環境基準点を、○印は通常の環境基準点を、●印は通常の準基準点を、▲印は底質測定のみを行う準基準点を示す。
 3 ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。
 4 「測定地点の位置」の経緯度は世界測地系の経緯度を示す。

別表-3

測定方法一覧表

(水質)

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告値下限値
健康項目	カドミウム	日本工業規格(以下「JIS」という。)K0102 55	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	全シアン	「JIS K 0102 38.1.2及び38.2」又は「JIS K 0102 38.1.2及び38.3」	2桁	1桁まで	0.1mg/L
	鉛	JIS K 0102 54	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	六価クロム	JIS K 0102 65.2	2桁	2桁まで	0.02mg/L
	砒素	JIS K 0102 61.2又は61.3	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	総水銀	昭和46年環境庁告示第59号(以下「環境基準告示」という。)付表1	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	アルキル水銀	環境基準告示付表2	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	PCB	環境基準告示付表3	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0002mg/L
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	2桁	4桁まで	0.0004mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	トリス(1,2-ジクロロエチレン)	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0006mg/L
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	4桁まで	0.0002mg/L
	チウラム	環境基準告示付表4	2桁	4桁まで	0.0006mg/L
	シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0003mg/L
	チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	セレン	JIS K 0102 67.2又は67.3	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつてはJIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5、 亜硝酸性窒素にあつては JIS K 0102 43.1	2桁	2桁まで	0.08mg/L
	ふっ素	JIS K 0102 34.1又は環境基準告示付表6	2桁	2桁まで	0.08mg/L
ほう素	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は環境基準告示付表7	2桁	2桁まで	0.02mg/L	
生活環境項目	水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1	-	1桁まで	-
	溶存酸素量	JIS K 0102 32	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 21	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	化学的酸素要求量	<河川> JIS K 0102 17 <海域> JIS K 0102 17及び環境基準告示別表2の2の備考の2に定めるアルカリ性法	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	浮遊物質	環境基準告示付表8	2桁	整数	1mg/L
	大腸菌群数	環境基準告示別表2の1の備考の4に掲げる最確数法	2桁	1桁 ×10 ⁿ	1.8×10 ⁰ MPN
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分)	環境基準告示付表9	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	全窒素	<河川> JIS K 0102 45.2、45.3又は45.4 <海域> JIS K 0102 45.4	2桁	2桁まで	0.05mg/L
	全りん	JIS K 0102 46.3	2桁	3桁まで	0.003mg/L
	フェノール類	JIS K 0102 28.1	2桁	3桁まで	0.005mg/L
特殊項目	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	亜鉛	JIS K 0102 53	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	溶解性鉄	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4	2桁	2桁まで	0.08mg/L
	溶解性マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	2桁	2桁まで	0.01mg/L
	全クロム	JIS K 0102 65.1	2桁	2桁まで	0.03mg/L
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102 30.1	2桁	2桁まで	0.01mg/L
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1、42.2又は42.5	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	りん酸性りん	<河川> JIS K 0102 46.1.1又は46.1.2 <海域> JIS K 0102 46.1.1	2桁	3桁まで	0.003mg/L
項目	プランクトン数	気象庁刊 海洋観測指針6.2(主なる種類の検索及び定量)	-	-	-
	クロロフィルa	海洋観測指針6.3	2桁	1桁まで	0.1µg/L
	懸濁物質の強熱減量	JIS K 0102 14	2桁	整数	-
	濁度	JIS K 0101 9.4	2桁	1桁まで	0.2度
	EPN	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日付け環水企第121号(平成11年3月11日改正)。以下「測定方法通達」という。)付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0006mg/L

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告下限値
特定項目	トリハロメタン生成能	平成7年環境庁告示第30号別表に掲げる方法	2桁	4桁	0.0004mg/L
	・クロホルム生成能		2桁	4桁	0.0001mg/L
	・シクロプロピルホルム生成能		2桁	4桁	0.0001mg/L
	・クロロシプロホルム生成能		2桁	4桁	0.0001mg/L
	・ブromoホルム生成能		2桁	4桁	0.0001mg/L
要 監 視 項 目	クロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁	0.006mg/L
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁	0.004mg/L
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁	0.006mg/L
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	2桁	0.03mg/L
	イソキサチオン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁	0.0008mg/L
	ダイアジノン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁	0.0005mg/L
	フェントロチオン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁	0.0003mg/L
	イソプロチオラン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁	0.004mg/L
	オキシ銅	測定方法通達付表2	2桁	3桁	0.004mg/L
	クロタロニル	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁	0.004mg/L
	プロピザミド	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁	0.0008mg/L
	ジクロルボス	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁	0.0008mg/L
	フェノブカルブ	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁	0.002mg/L
	イプロベンホス	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁	0.0008mg/L
	クロロニトロフェン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁	0.0001mg/L
	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	2桁	0.06mg/L
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	2桁	0.04mg/L
	フタル酸ジエチルヘキシル	測定方法通達付表3の第1又は第2	2桁	3桁	0.006mg/L
	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は測定方法通達付表4若しくは付表5	2桁	3桁	0.001mg/L
	モリブデン	JIS K 0102 68.2又は測定方法通達付表4若しくは付表5	2桁	3桁	0.007mg/L
アンチモン	JIS K 0102 62.2又は測定方法通達付表6	2桁	4桁	0.0002mg/L	
その 他 の 項 目	気温	JIS K 0102 7.1	—	1桁	—
	水温	JIS K 0102 7.2	—	1桁	—
	色相	JIS K 0102 8	—	—	—
	臭気	JIS K 0102 10.1	—	—	—
	透視度	JIS K 0102 9	2桁	整数	—
	塩素イオン	JIS K 0102 35	—	整数	10mg/L
	塩分	海洋観測指針5.3	—	2桁	—
	電気伝導率	JIS K 0102 13	3桁	整数	1mS/m

(底質)

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告下限値
健康項目	カドミウム	昭和63年環水管第127号「底質調査方法」(以下「底質調査方法」という。)に掲げる方法	2桁	2桁	0.01mg/kg
	全シアン	底質調査方法	2桁	1桁	0.1mg/kg
	鉛	底質調査方法	2桁	1桁	0.1mg/kg
	砒素	底質調査方法	2桁	1桁	0.1mg/kg
	総水銀	底質調査方法	2桁	2桁	0.01mg/kg
	アルキル水銀	底質調査方法	2桁	2桁	0.01mg/kg
	PCB	底質調査方法	2桁	2桁	0.01mg/kg
一般項目	水素イオン濃度	底質調査方法	—	1桁	—
	化学的酸素要求量	底質調査方法	2桁	1桁	0.5mg/g
	硫化物	底質調査方法	2桁	1桁	—
	強熱減量	底質調査方法	2桁	1桁	—
	酸化還元電位	現場で測定することを前提とし、酸化還元電位計により測定	3桁	整数	—
	全クロム	底質調査方法	2桁	1桁	0.1mg/kg
	ノルマルヘキサン抽出物質	環境庁指定「水島重油流出事故による環境影響総合調査方法」	2桁	1桁	0.5mg/g

環境基準等一覧表

(1) 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.01mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロエタン	0.004mg/L以下	水 域
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	

項目	基準値	対象水域
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	全 公 共 用 水 域
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	水 域
ほう素	1mg/L以下	

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は(注)3のとおり。
 2 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値中、0.0005mg/Lを超える検体が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする(昭和49年12月23日付け環水管第182号)。
 4 海域についてはふっ素、ほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)

ア 河川(湖沼を除く)

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (S S)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 # 2級:沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 # 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 # 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 # 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級:沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 # 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 # 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

イ 海域

①

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

②

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

(3) 要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.3mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシ銅	0.04mg/L以下
クロタロニル	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下

項目	指針値
EPN	0.006mg/L以下
ジクロルボス	0.008mg/L以下
フェノバルブ	0.03mg/L以下
イプロベンホス	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	—

2 地下水質測定計画

平成15年度地下水質測定計画

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 調査の区分

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の概況を把握するとともに長期的な観点から定点における経年的な変化を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査とする。

概況調査等により新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的にも実施する地下水の水質調査とする。

3 測定地点及び測定機関

測定地点及び測定機関は、別表1及び別表2のとおりとする。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 概況調査 | 86地点 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 139地点 |

4 測定期間

測定期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。

5 測定項目

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH

イ 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目のうち検出された項目とする。

(3) 定期モニタリング調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2に掲げる項目とする。

6 測定回数

測定回数は、原則として次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|-----------|------|
| (1) 概況調査 | 各測定地点において | 1回以上 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 各測定地点において | 1回以上 |

7 測定方法

測定方法は、原則として別表3のとおりとする。

8 試料の採取等

- (1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握するものとする。

9 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行う。
- (2) 環境基準項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出されたときは、直ちに報告する。

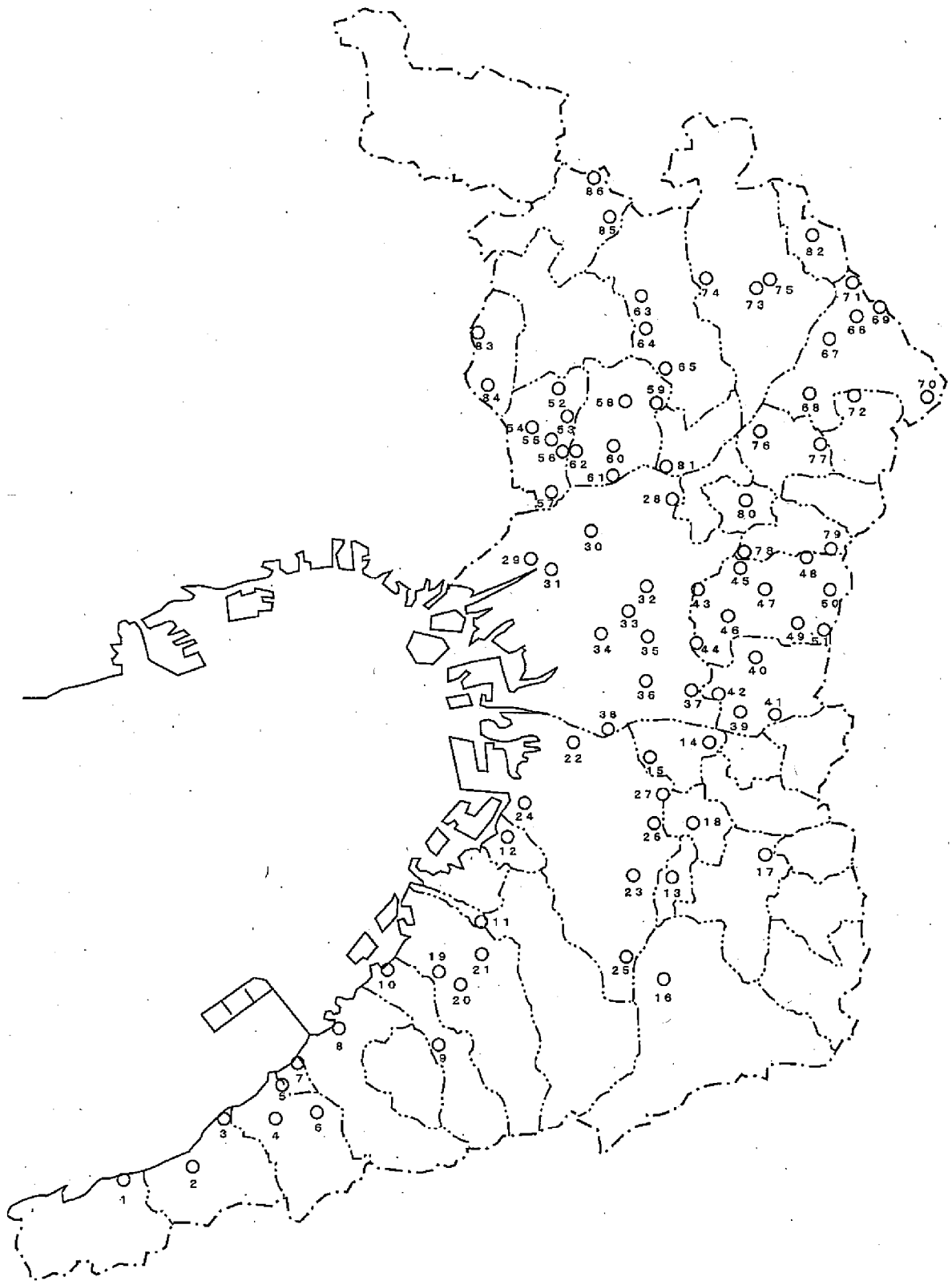
10 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

(別表-1)

測定地点及び測定機関総括表

測定機関	測定地点数		合計
	概況調査	定期モニタリング調査	
大阪府	27	60	87
近畿地整	2	3	5
大阪市	11	15	26
堺市	6	3	9
岸和田市	3	5	8
豊中市	6	5	11
吹田市	5	5	10
高槻市	3	14	17
枚方市	5	15	20
茨木市	3	2	5
八尾市	4	7	11
寝屋川市	2	4	6
東大阪市	9	1	10
合計	86	139	225



平成15年度 概況調査測定地点図

測定地点一覧表

(別表-2)
(定期モニタリング調査)

平成15年度

図中 番号	測定地点		環境基準項目													測定回数		測定機関						
	市町村名	地区名	カミ 9A	全 37A	鉛 9B	六価 9C	ヒ素 9D	総 水銀 9E	PCB 9F	四塩 化 炭素 9G	1.1- 1.2- シカド 9H	1.1- 1.1- シカド 9I	1.1.1- 1.1.2- シカド 9J	1.1.2- 1.1.2- シカド 9K	1.1.2- 1.1.2- シカド 9L	1.3- シカド 9M	9N 9O 9P		9Q 9R	9S 9T	9U 9V	9W 9X	9Y 9Z	
T-1	泉佐野市	野出町																					2	大阪府
T-2	貝塚市	吹																					2	大阪府
T-3	岸和田市	西大路町																					1	岸和田市
T-4	徳田林市	川向町																					2	大阪府
T-5-1	藤井寺市	小山																					2	大阪府
T-5-2	藤井寺市	岡																					2	大阪府
T-7	池田市	豊島南																					2	大阪府
T-8-1	高槻市	桃園町																					3	高槻市
T-8-2	高槻市	桃園町																					3	高槻市
T-8-3	高槻市	下田番町																					3	高槻市
T-8-4	高槻市	下田番町																					3	高槻市
T-8-5	高槻市	西冠																					3	高槻市
T-8-6	高槻市	西冠																					1	高槻市
T-8-7	高槻市	城西町																					1	高槻市
T-8-8	高槻市	城西町	○				○	○															1	高槻市
T-9-1	交野市	私市																					1	高槻市
T-10	島本町	広瀬																					2	大阪府
T-11-4	大阪市	北区																					2	大阪府
T-12-3	大阪市	天王寺区																					1	大阪市
T-14-4	大阪市	中央区																					1	大阪市
T-14-5	大阪市	中央区																					1	大阪市
T-15-1	岸和田市	岸城町																					1	岸和田市
T-15-2	岸和田市	南町																					1	岸和田市
T-16-4	美原町	今井																					2	大阪府
T-16-5	美原町	今井																					2	大阪府
T-17	羽曳野市	はびきの																					2	大阪府
T-18-1	松原市	一津屋																					2	大阪府
T-18-2	羽曳野市	恵徳之荘																					2	大阪府
T-19	柏原市	国分栗桑町																					2	大阪府
T-20	交野市	星田																					2	大阪府
T-21-2	交野市	幾野																					2	大阪府
T-22	東大阪市	友井	○																				2	大阪府
T-23	門真市	柳田町	○																				1	近畿地産
T-25	枚方市	出屋敷西町																					1	近畿地産
T-26	枚方市	津田北町																					2	枚方市
T-28	吹田市	津雲台																					2	吹田市
T-29	東大阪市	太平寺																					1	東大阪市
T-31-1	高槻市	藤町																					1	高槻市
T-32-1	高槻市	東上牧																					1	高槻市
T-32-2	島本町	江川																					1	高槻市
T-33	豊中市	向丘	○																				2	近畿地産
T-34	池田市	栄町																					2	大阪府
T-35	河内町	神山																					2	大阪府
T-36-1	箕面市	牧港																					2	大阪府
T-37	八尾市	栗本町																					1	八尾市
T-38	八尾市	南本町																					1	八尾市
T-39-1	吹田市	南吹田																					4	吹田市
T-39-2	吹田市	南吹田																					4	吹田市
T-40	池田市	石橋																					2	大阪府

測定地点一覧表

(別表-2)
(定期モニタリング調査)

測定地点			環境基準項目																測定回数		測定機関													
図中番号	市町村名	地区名	外ミカ	全シブ	鉛カダ	六価ひ素	総水銀	7種類水銀	PBBカダ	四塩化炭素カダ	1.2-シブカダ	1.1-シブカダ	1.1-シブカダ	1.1.1-シブカダ	1.1.2-シブカダ	1.2-シブカダ	1.3-シブカダ	カダ	シブカダ	シブカダ	シブカダ	シブカダ	シブカダ	シブカダ	シブカダ	シブカダ	シブカダ	シブカダ	シブカダ	シブカダ	シブカダ	シブカダ		
T-41	交野市	星田北																															2	大阪府
T-42	枚方市	長尾元町																															2	枚方市
T-43	堺市	草部																															1	堺市
T-44	美原町	四所																															2	大阪府
T-45-1	松原市	丹南																															2	大阪府
T-45-2	美原町	大原																															2	大阪府
T-49-3	箕面市	椀井																															2	大阪府
T-50-1	松原市	上田																															2	大阪府
T-50-2	松原市	上田																															2	大阪府
T-50-3	松原市	上田																															2	大阪府
T-51	藤井寺市	沢田																															2	大阪府
T-52	大塚市	天王寺区																															1	大阪府
T-53-1	枚方市	片鉢本町																															2	大阪府
T-53-2	枚方市	片鉢本町																															2	枚方市
T-54	枚方市	津田元町																															2	枚方市
T-55-1	枚方市	池之宮					○																										2	枚方市
T-55-2	枚方市	池之宮					○																										2	枚方市
T-56	池田市	神田																															2	大阪府
T-57-1	和泉市	府中町																															2	大阪府
T-57-2	東大阪市	東豊中町																															2	大阪府
T-58-2	羽曳野市	通法寺																															2	大阪府
T-59-1	枚方市	中宮山戸町																															2	枚方市
T-59-2	枚方市	中宮山戸町																															2	枚方市
T-60	守口市	大宮通																															2	大阪府
T-61	岸和田市	尾生町					○																										1	岸和田市
T-62	和泉市	小田町						○																									2	大阪府
T-63	東淀野市	上友屋町																															2	大阪府
T-64	池田市	伏尾町					○																										2	大阪府
T-65	池田市	空港					○																										2	大阪府
T-66	能勢町	下田尻					○																										2	大阪府
T-67	能勢町	野間出野					○																										2	大阪府
T-68	赤木市	鏡原					○																										1	赤木市
T-70	大阪市	東成区								○																							1	大阪市
T-75	八尾市	福栄町					○																										1	八尾市
T-77	枚方市	楠葉中之芝					○																										2	枚方市
T-78	島本町	山崎					○																										2	大阪府
T-79	門真市	東田町								○																							2	大阪府
T-80	大阪市	旭区								○																							1	大阪市
T-81	大阪市	阿倍野区								○																							1	大阪市
T-82	大阪市	東住吉区								○																							1	大阪市
T-83-2	守口市	曉町								○																							2	大阪府
T-84-2	守口市	松下町																															1	大阪府
T-85	高槻市	郡家本町								○																							2	大阪府
T-86	赤木市	太田東芝町																															2	赤木市
T-88	門真市	松生町																															1	高槻市
T-89-1	藤井寺市	川北																															2	大阪府
T-89-2	八尾市	西与別																															1	八尾市
T-90	大東市	諸福																															2	大阪府
T-91	茨商市	鳥取								○																							2	大阪府

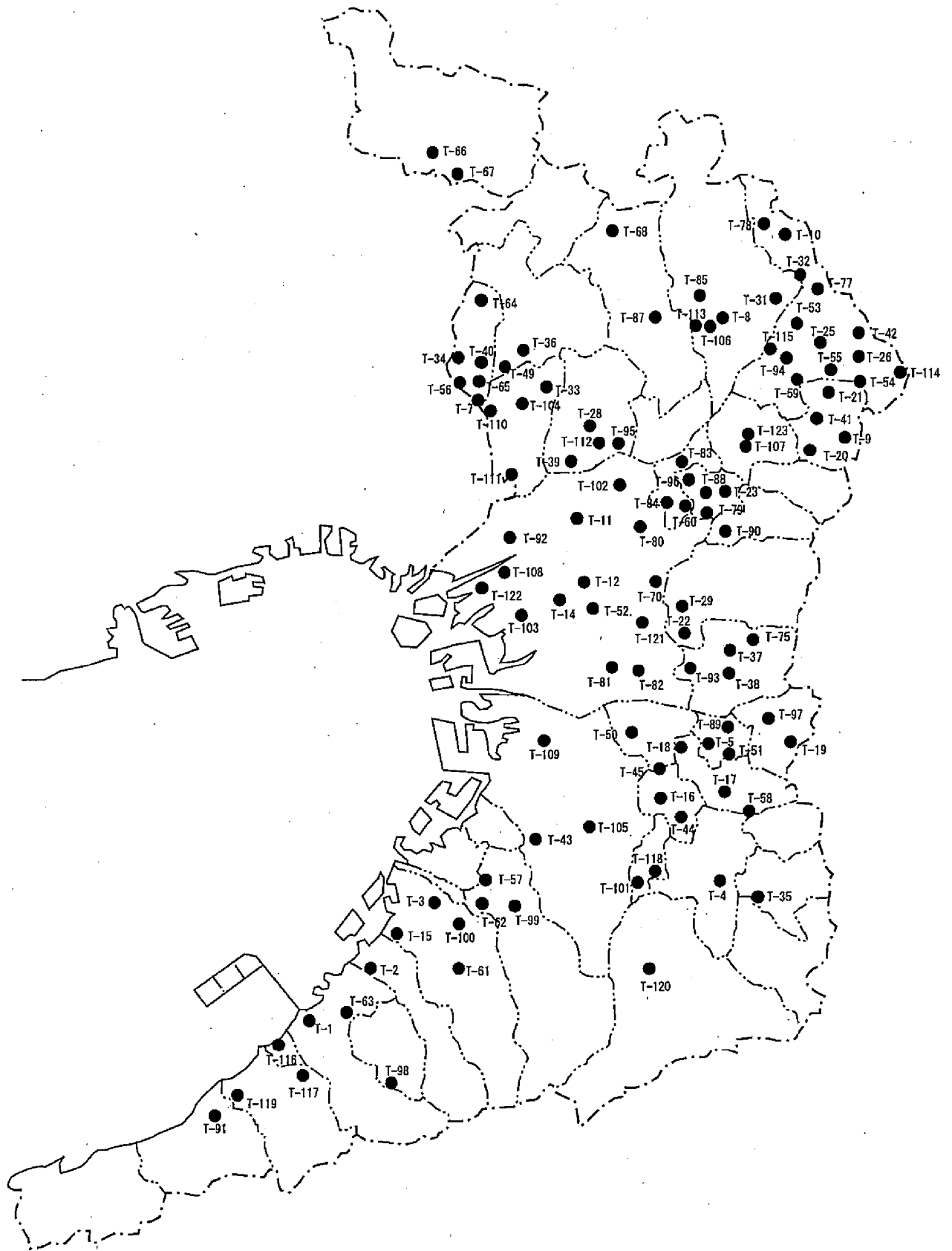
測定地点一覧表

(別表-2)
定期モニタリング調査

平成15年度

図中 番号	測定地点		環境基準項目												測定回数		測定機関						
	市町村名	地区名	カミ 外	全 ソ	船 カ	六価 カ	ひ素	総 水銀	7種 水銀	PCB	四塩 化炭素	1.2- シカ イソ	1.1- シカ イソ	1.1.1- シカ イソ	1.1.2- シカ イソ	1.2- シカ イソ		1.3- シカ イソ	揮発性 有機物	ふっ 素	ほう 素		
T-82	大阪市	西淀川区																			1	大阪府	
T-83-2	八尾市	北島井町																				1	八尾市
T-83-3	八尾市	北島井町																				1	八尾市
T-83-4	八尾市	北島井町																				1	八尾市
T-94-1	枚方市	中宮東之町																				2	枚方市
T-94-2	枚方市	上野																				2	枚方市
T-95	吹田市	幸町																				2	吹田市
T-96	門真市	豊山町																				2	吹田市
T-97	柏原市	石川町																				2	吹田市
T-98	能登町	野田																				2	大阪府
T-99-1	和泉市	芦部町																				2	大阪府
T-99-2	和泉市	芦部町																				2	大阪府
T-100	岸和田市	今米町																				2	大阪府
T-101	大塚狭山市	今鹿																				1	岸和田市
T-102	大阪市	東淀川区																				2	大阪府
T-103	大阪市	西区																				1	大阪市
T-104-1	豊中市	上新田																				1	大阪市
T-104-2	豊中市	上新田																				1	豊中市
T-104-3	豊中市	上新田																				1	豊中市
T-105	堺市	八田筋の町																				1	豊中市
T-106-1	高槻市	幸町																				1	堺市
T-106-2	高槻市	幸町																				1	高槻市
T-107-1	寝屋川市	木田元宮																				2	高槻市
T-107-2	寝屋川市	木田元宮																				2	寝屋川市
T-108	大阪市	此花区																				2	寝屋川市
T-109	堺市	市之町東																				1	寝屋川市
T-110	豊中市	蛸池中町																				1	堺市
T-111	豊中市	名神口																				1	堺市
T-112	吹田市	片山町																				2	吹田市
T-113	高槻市	富田町																				1	高槻市
T-114	枚方市	母恋寺町																				2	高槻市
T-115	枚方市	新町																				2	枚方市
T-116	田尻町	嘉祥寺																				2	枚方市
T-117	泉南市	荒田																				2	大阪府
T-118	大阪狭山市	半田																				2	大阪府
T-119	泉南市	男里																				2	大阪府
T-120	河内長野市	小塩町																				2	大阪府
T-121	大阪市	生野区																				2	大阪府
T-122	大阪市	此花区																				2	大阪府
T-123-1	寝屋川市	出雲町																				1	大阪市
T-123-2	寝屋川市	出雲町																				2	寝屋川市

注 T-6, T-13, T-24, T-27, T-30, T-46, T-47, T-48, T-69, T-71, T-72, T-73, T-74, T-76, T-86は欠番。
アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を行う。



平成15年度 定期モニタリング調査測定地区図

(別表 - 3)

測定方法一覧表

区分	測定項目	環境基準 (mg/L)	測定方法	報告下限値 (mg/L)
環	カドミウム	0.01 以下	日本工業規格 (以下「JIS」という。) K0102の55に定める方法	0.001
	全シアン	検出されないこと	JIS K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は38.1.2及び38.3に定める方法	0.1
	鉛	0.01 以下	JIS K0102の54に定める方法	0.005
	六価クロム	0.05 以下	JIS K0102の65.2に定める方法	0.04
	砒素	0.01 以下	JIS K0102の61.2又は61.3に定める方法	0.005
	総水銀	0.0005以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	0.0005
境	アルキル水銀	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	0.0005
	P C B	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法	0.0005
基	ジクロロメタン	0.02 以下	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.002
	四塩化炭素	0.002 以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2 に定める方法	0.0004
	1,1-ジクロロエタン	0.02 以下	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	0.04 以下	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0006
	トリクロロエタン	0.03 以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.002
	テトラクロロエタン	0.01 以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.0002
目	チウラム	0.006 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	0.0006
	シマジン	0.003 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5 の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
	チオベンカルブ	0.02 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5 の第1又は第2に掲げる方法	0.002
	ベンゼン	0.01 以下	JIS K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.001
	セレン	0.01 以下	JIS K0102の67.2又は67.3に定める方法	0.002
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10以下	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.2.1、43.2.3 又は43.2.5に定める方法。亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.1に定める方法	0.08
	ふっ素	0.8 以下	JIS K0102の34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法	0.08
	ほう素	1 以下	JIS K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法	0.02

(注1) 桁数については有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

(注2) 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(注3) 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

メッシュコード説明図

- ・行政管理庁(現総務省)告示の標準地域メッシュに基づいて作成したものであり、メッシュコードについてもこれに準じている。
- ・北緯34° 40' を境として南部をコード5135、北部をコード5235で表す。
- ・南部及び北部をそれぞれ10kmメッシュに区画し、2桁のコードで表す。
- ・各10kmメッシュを2kmメッシュに区画し、2桁のコードで表す。
- ・一つの2kmメッシュは8桁のコードで特定される。
- ・一つの2kmメッシュを均等に4分割して、1kmメッシュとする。付番方法は下図のとおり。

